佐監公示第　５　号
２４．１２．１３

Ｔ－５型航空機等委託整備役務の契約希望者募集要項

Ｔ－５型航空機等委託整備役務の契約を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
佐世保地方総監部経理部長
粟　田　昌　範

記

１　調達予定品目
Ｔ－５型航空機等委託整備

２　調達予定時期
平成２５年５月１日～平成２６年１月３１日（その１）
平成２６年２月１日～平成２６年４月３０日（その２）

３　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
（５）平成２２・２３・２４年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）、「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有し、平成２５・２６・２７年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者

（６）本役務を遂行するにあたり、海上自衛隊の以下の関連技術刊行物等に精通し、Ｔ－５型航空機及び搭載装備品の運用及び整備支援についての知識を有するか、契約締結までに有することができる者

ア　Ｔ－５型航空機フライト・ハンドブック　１０類１第２１０１号

イ　Ｔ－５型航空機整備取扱説明書　１０類１第２１０２号

ウ　Ｔ－５型航空機構造修理取扱説明書　１０類１第２１０３号

エ　Ｔ－５型航空機パーツ・カタログ　１０類１第２１０４号

オ　Ｔ－５型航空機重量平衡取扱説明書　１０類１第２１０５号

カ　Ｔ－５型航空機点検検査項目表　１０類１第２１０６号

（７）整備所要数

教育所要に必要な運用機数２５機を確保するため、１か月で９機の定期整備を継続して実施可能であること及び定期検査実施中計画外整備１機を実施できること。

（８）本役務を履行するために必要な次の体制・能力を有すること。

ア　一般管理：安全管理、作業管理及び保全管理に関する能力
安全衛生法による労働災害が防止され、従業員の健康を確保し、快適な職場環境の形成が促進されている状態であること。また、整備作業量、整備能力等を把握して、整備作業計画を立案するとともに、作業及び資材を管制し、整備作業の適正かつ円滑な実施が図られること。

イ　品質管理：防衛省規格（ＤＳＰ　Ｚ　９００８）に基づき、航空機等の品質が技術上の基準に合致していることを確認するとともに、航空機等の信頼性を維持するため、整備及び使用上の不具合を是正し、改善できること。

ウ　文書管理：各種報告書等の作成及び管理に関する能力を有していること。

エ　整備作業：当該航空機、エンジン、搭載機器及び救命器材並びに各種整備用器材等の計画整備能力(機体及び整備用器材等の定期検査等)及び計画外整備能力（不具合発生時（他基地を含む。）の迅速な対応能力を含む。）

オ　秘密保全：海上自衛隊秘密保全関連規則を遵守できる能力

カ　官に対する技術支援能力（使用者への助言等）

（９）本役務を履行するために必要な態勢

<table>
<tr><th>職　　種</th><th>場　所　等</th><th colspan="2">所要人数
（１機当たり）</th><th>同時２機</th></tr>
<tr><td>発動機整備</td><td>航　　空　　機</td><td colspan="2">５</td><td>１０</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電機計器整備</td><td>航　　空　　機</td><td>２</td><td rowspan="3">５</td><td rowspan="3">１０</td></tr>
<tr><td>電　計　整　備</td><td>２</td></tr>
<tr><td>バッテリ整備場</td><td>１</td></tr>
<tr><td>機　体　整　備</td><td>航　　空　　機</td><td colspan="2">４</td><td>８</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電　子　整　備</td><td>航　　空　　機</td><td>２</td><td rowspan="2">３</td><td rowspan="2">６</td></tr>
<tr><td>電　子　整　備　場</td><td>１</td></tr>
<tr><td rowspan="4">救命整備</td><td>航　空　機</td><td colspan="2" rowspan="4">３</td><td rowspan="4">６</td></tr>
<tr><td>浮　　　舟</td></tr>
<tr><td>落　下　傘</td></tr>
<tr><td>救　命　胴　衣</td></tr>
<tr><td rowspan="4">品質管理</td><td>発動機</td><td>１</td><td colspan="2" rowspan="4">４</td></tr>
<tr><td>電機計器</td><td>１</td></tr>
<tr><td>機体</td><td>１</td></tr>
<tr><td>電子／救命</td><td>１</td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td colspan="2">２４</td><td>４４</td></tr>
</table>

(10) 法令の認可

次の許可等を取得していること又は契約締結時までに取得見込であること。

ア　事業認可（航空機製造事業法第２条の２）

イ　航空機修理方法認可（航空機製造事業法第９条の１）

(11) 下請業者への一部業務委託

当該役務の一部を下請業者に委任する場合は、委託させる業務に応じて、本項第６号から第１０号の項目を満たすことを証明できること。

(12) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者。

４　技術資料等の提出

（１）応募する者は、「参加表明書」（別紙のとおり。）、及び次に掲げる資料（以下「技術資料等」という）を提出しなければならない。（ファイリング等の編綴不要）

ア　「資格審査結果通知書」（全省庁統一資格（写し））

イ　第３項第８号に規定する体制等を証明する書類（組織図、動員計画、品質管理体系及び安全体制等）

ウ　第３項第１０号に規定する許可等を取得していること又は契約締結時までに取得見込みであることを証明できる書類

エ　下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表、なお、委託する業務内容によっては、下請業者に関して第３項第８号に規定する体制等を証明する書類を添付させる。

（２）提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒８５７－８５６７

長崎県佐世保市平瀬町１８無番地

０９５６－２３－７１１１（内線３２５２）

（３）提出期間

平成２４年１２月１３日（木）～平成２５年1月１６日（水）

（４）提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、休日を除く毎日、午前８時１５分から午後５時までの正午から午後1時までを除く時間とする。

（５）提出部数

参加表明書、技術資料共各２部

（６）新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

5　技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する第２０１整備補給隊担当者から提出資料等、その他技術審査に必要な事項について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

6　審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

7　疑義の申立

（１）審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てすることができる。

ア　窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

イ　時間：土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前８時１５分から午後５時まで、ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（２）分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

（３）疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

８　応募に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

（１）提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

（２）正当な理由がなく資料の提出しなかった者は、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

（３）審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

（４）資料等の作成、提出及び業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

（５）提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

（６）契約履行時に、従業員が小月航空基地隊への通門許可を取得できること。

（７）契約履行中、従業員が小月航空基地隊の服務規定を遵守できること。

（８）契約履行中、平日の時間外勤務及び休日の対応が可能な態勢を維持できること。

別　紙

（記入例）

○○．○○．○○

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長　殿

○○○○株式会社
代表取締役社長○○○○　印

参　加　表　明　書

標記について、下記のとおり応募します。

記

１　公示番号（日付）
佐監公示第５号（２４．１２．１３）

２　調達予定品目
Ｔ－５型航空機等委託整備役務

添付書類：１　資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
２　○○○
３　○○○
４　○○○